

# 高等教育の修学支援新制度について（実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日）

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚合意）より】

\* 現在、政省令案のパブリックコメント中

**【支援対象となる学校種】** 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

**【支援内容】** ① 授業料等減免制度の創設 ② 給付型奨学金の支給の拡充

**【支援対象となる学生】** 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生  
 （（令和2年度の在学学生（既入学者も含む）から対象））

**【財源】** 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用  
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

**所要額（試算）** 約7,600億円  
 （国：約7,100億円 地方：約500億円）

※ 支援対象となる低所得世帯の生徒の高等教育進学率が全世帯平均(約80%)まで上昇した場合の試算

## 当面のスケジュール

令和元年 7月頃 予約採用の手續開始  
 夏以降 対象大学等の公表  
 令和2年 4月以降 学生への支援開始

## 授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立
	入学金	授業料	入学金 授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円 約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円 約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円 約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円 約59万円

## 給付型奨学金

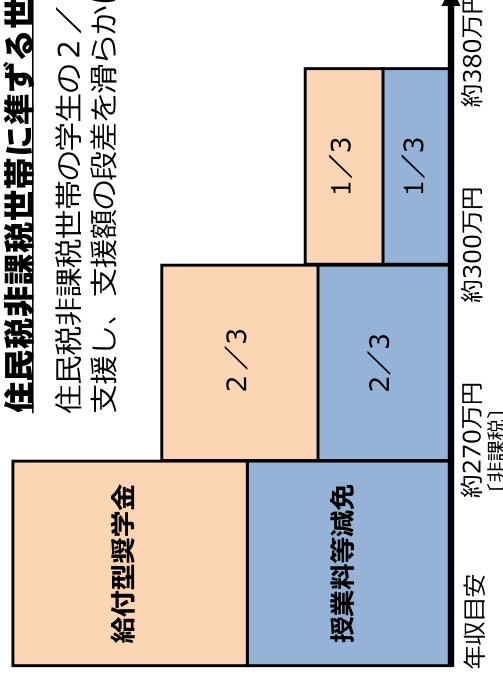
○ 日本学生支援機構が各学生に支給  
 ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立	高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立	高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

## 住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



（両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる）

## 支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
  - 大学等への進学後の学習状況に厳しい要件
- 大学等の要件：** 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問追求と実践的教育のバランスが取れた大学等
  - 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外